

# 村議ひぐちの 村民かわらばん

2007年12月10日 第41号 発行責任者・ひぐち重喜  
〒401-0502 山中湖村平野 1698 TEL&FAX 0555-65-7023  
ホームページ <http://h-kawaraban.jugem.jp/>

# 役場の財布と住民の財布

時々、「山中湖村は裕福な村だ」と言われます。確かに山中湖村、忍野村、昭和町の3町村は、国からの交付金(財源補填)を受けない「不交付団体」だからです。

でも私たち大多数の住民には、どうしても実感がわきません。なぜでしょうか？  
実は、「ここの山中湖村」というのは、村の政治機関である「役場」のことで、村役場の財布が豊かだ、ということです。

私たちが豊かさを実感できないのは、役場の財布は豊かでも、住民の財布は必ずしも豊かではないからです。

役場の財布には、住民や企業から各種税金、土地・建物所有者から固定資産税、それに使用料や手数料などが入ってきます。しかも、納税の義務により毎年自動的に入ってきます。

山中湖村の財布が豊かなのは、業績が好調なF社からの法人税収等が多いからです。

しかし、「ここの問題があります。」  
F社は好調でも住民全体の財布が豊かではない。二つ目は、豊かといわれる

『中身』の行方です。  
この財布の管理者は村長であり、村長にはこの資金を使って、村に住むみんなが豊かに暮らせる村づくりを行なう責任が課せられています。  
ですから、「何に使うか?」「どのくらい使うか?」

のビジョンと施策、それにルールが最も大切です。

ところが今までの大型公共事業によるお金の流れを振り返ると、住民からの税金や国からの補助金が村の財布に入り、

村外の土木建設会社に代金として支払われます。村内土木会社が請負った場合でもその会社の借金返済などで金融機関へと吸収されていき

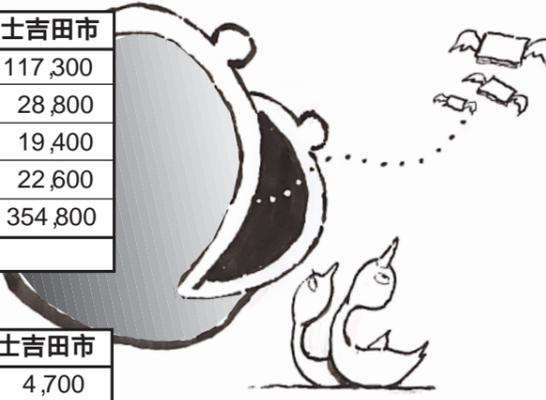
ました。  
このように、莫大なお金は役場の財布を一時通過し、住民の財布に入ることなく、

村外に出てしましました。結局、村内に残ったのは生コンの塊と施設の維持管理費の負担だったのです。結局だれも豊かにはなっていない

役場の財布を一人あたりに換算すれば(円)

財布の項目	山中湖村	忍野村	富士河口湖町	富士吉田市
住民の納税額	486,600	424,800	147,600	117,300
補助金や交付金	111,300	43,200	43,200	28,800
基金から取崩額	16,700	4,000	30,600	19,400
新たに借りた額	22,200	3,500	125,000	22,600
総額	794,700	581,700	524,400	354,800

\* 納税額 = (所得税 + 法人税 + 固定資産税) ÷ 人口



支出した額を一人あたりに換算すれば(円)

支出した項目	山中湖村	忍野村	富士河口湖町	富士吉田市
商工費に	54,600	8,400	42,400	4,700
土木費に	201,900	72,500	86,600	60,800
教育費に	68,900	80,500	98,900	51,500
借金返済に	72,700	37,900	37,900	36,600
特別会計の補填に	147,700	36,800	46,700	38,100
貯金に	2,000	98,600	14,900	21,200
支出の総額	676,800	545,900	508,500	343,500
全会計の借金総額	1,563,000	531,000	876,000	764,000

\* 特別会計 = 上・下水道 国保 老人保 介護保 観光施設などの会計  
《資料 - 総務省、財政統計研究所など(平成17年度分)》

なかったのです。  
これが「豊かな村の財布」と、豊かにならない「住民の財布」の行政的カブリです。樋口はこれらことから、住民を豊かにし村内経済を活性化させるためには、村内循環型の資金運用と、観光一本槍ではなく、多角的で複合的な産業構造と生活環境を作り出すことが何よりも重要だと考えています。

左の表に、近隣市町村の財布の中身と使い方を、村民一人あたりに換算して比較してみました。深刻さが具体的に見えるはず。いかがお考えですか？

「かわらばん39号」で土木工事の入札結果を報告しましたが、今回は、山中湖村の入札制度について概説いたします。  
山中湖村は全て指名競争入札制度です。まず、事業の設計と積算により、その工事の「予定価格」が決定します。  
次に、「入札参加者」を誰にするか、指名業者選考委員会を開きます。このメンバーは、副村長、総務主任、経済企画統括、同次長、会計課長(兼次長)の6人であり、副村長が委員長を勤めます。手順は、事務方が予め、指名願いを提出している業者の中から、選考した予定業者名が発表され、それを承認するという流れのようです。選考基準は工事規模により、過去の実績、県が発表している事業者のランク付けなどを参考にします(4~5社)。  
次に、選考された業者に「選考通知」を発し、バラバラの日時を指定して設計図書

## 入札はどのように行われるのか?

を渡します。今までは指名業者を一同に集め、「現場説明会」を行なっていた。また、工事の予定価格は予め公表しておきます。いよいよ入札日になると、総務課長、財務担当者等が立ち会い、各業者は入札価格を記入した封筒を入札箱に入れ、担当者が開封し、予定価格内で一番安い金額を記入した業者を落札者(契約予定社)とします(5,000万円以上は議会の議決後契約)。  
請負価格が5,000万円以上の工事は、議会の議決が必要ですが、それ以下の事業契約については議会に報告はありませぬ。樋口は、広報に発表された入札結果に基づき、情報公開制度を活用して入札内容を入手しています。

落札率(%)とは、落札価格と予定価格のことで、90%以上は談合の疑いがあり、95%以上は、極めて疑わしいといわれています(ほとんど95%以上)。  
予定価格が予め公表されているので、落札率は下がって当然ですが、なぜか一向に下がりにません!  
入札を適正に行ない落札率を下げ税金を無駄にしないためには、指名競争入札ではなく一般競争入札制度を導入すべきです。(県内市町村の6割が導入)

## 活力を削ぐ「あっち派」「こっち派」の迷走

選挙による「あっち派」「こっち派」の争いは、行政や議会は勿論、日常の生活にまで深く根を張っています。  
本来個人的にはなんのわだかまも無いのに、「あっち派」「こっち派」の目を気にし、「あっち派と思われから」とギスギスした関係が、時としてあからさまに現れています。また、各種の行事や村からの仕事関係にも、少なからずその影響が見え隠れします。  
6000名の村民みんなが伸び伸びと暮らし、仲良く力を合わせて協力できる雰囲気をつくれたら、どんなにいいでしょう。

**12月定例議会の予定**  
13日(木)朝10時からです。

この定例議会では、「平成18年度決算」が審査されます。詳しくは、議会事務局または樋口までお問い合わせください。議会事務局 =62- 3166